

生徒指導通信

令和8年4月
熊野町立熊野東中学校
生徒指導部

～安全な運転を最後まで「やり切る」～

新年度が始まり、自転車で登校する姿が多く見られるようになりました。自転車はとても便利な乗り物ですが、一歩間違えれば、自分だけでなく相手の命を奪ってしまうこともある「車の仲間」です。先日地域の人から皆さんの自転車に乗るときのマナーについて心配される声が寄せられました。熊野東中のルールと社会のマナーを再確認し、「安全運転をやり切る力」を身につけましょう。

♣1. 熊野東中の「自転車ルール」を守り切る

本校の規定では、許可を受けた生徒のみ自転車通学が認められています。以下のルールを徹底しましょう。

- ・ヘルメット・あごひもを正しく着用する：「ノーヘル」や「あごひも未装着」は禁止です。万が一の際に自分の命を守るため、最後まで正しく着用し切りましょう。
- ・自転車通行禁止区域を守り切りましょう。
- ・違反への指導：ルール違反があった場合は、自転車通学停止（1回目：3日間、2回目：1週間、3回目：無期限）となります。

♣2. 社会のルールが変わりました（令和8年4月1日～）

この4月から法律が変わり、自転車の交通違反に対しても反則金（いわゆる青切符）制度が導入されました。16歳以上が対象ですが、中学生にとっても「交通ルールを守るのは当たり前」という社会の基準はさらに厳しくなっています。

- ・特に注意すべき違反：「ながら運転（スマホ・イヤホン）」、信号無視、一時不停止、並進（並んで走る）、傘さし運転など。
- ・原則車道の左側を一列で走行する。やむをえず歩道を通行するときは歩行者優先です。



🔊3. 地域の方々の声に耳を傾けよう

以前から学校には、地域の方から皆さんの自転車マナーを心配する声が寄せられています。

「道幅いっぱいになんて走っていて危ない」「坂道を猛スピードで下ってきて怖い」

「注意しても無視して道をあけない」

自分では「大丈夫」と思っている、周囲の人を不安にさせている「礼をつくす」ことにはなりません。相手の立場に立ち、思いやりのある運転を「やり切る」ことが大切です。



☆自分の命、相手の命を守るために

自転車事故では、加害者として数千万円規模の損害賠償責任を負うケースもあります。「自分は運転が上手だから」という過信は禁物です。「止まる・見る・待つ」を意識し、一日の終わりまで無事故で過ごすことを「やり切って」ください。